

## 青葉台4丁目防犯防災パトロール実施要領

平成14・15年に盗難事件が多発した際に青葉台町会協議会で規定された「青葉台地区における防犯対策実施要領」に基づき、高齢化が進む中で、向こう三軒両隣の和気藹々とした4丁目町内の防犯パトロールの伝統を守り、「無理のない持続可能な」実施要領をここに定め記載する。

### 1. 組織の名称

「青葉台4丁目防犯パトロール隊」（以下、「パトロール隊」という）と称する。

### 2. パトロールにより期待される効果

#### (1) 犯罪に強いまちづくりに貢献

パトロールを実施することにより、多くのボランティア参加者と町民とのコミュニケーションの拡がりにより、町会を含めて防犯意識を高めると共に、犯罪をもくろむ人間に犯罪を断念させる事になり犯罪抑止に寄与する。

#### (2) 災害に強いまちづくりに貢献

パトロール時に災害危険個所の点検をすることにより、地震や豪雨が発生したときの被害発生軽減に寄与する。

#### (3) 美しいまちづくりに貢献

パトロール中に路上のポイ捨てごみを拾得し、「まち美化活動」も行える。

#### (4) 付帯効果

継続した徒歩パトロールで健康維持にもつながる。

### 3. パトロール隊運営組織

(1) パトロール隊は4丁目町会（以下、「町会」という）のボランティア参加者と町会役員及び班長で構成する。

(2) 町会役員として防犯防災担当（以下、「防犯担当」という）は原則参加とし、町会役員会及び協議会（防犯防災委員会）との仲介役として位置付ける。

(3) 防犯担当の役務は次のものとする。

①月毎のパトロール参加人数を把握し、年度末に市に報告する。

②日々のパトロール参加意識高揚のための諸施策を維持、支援する。

③事件等異常時発生の場合は、情報収集し町会長に報告、善後策を講じる。

④その他の当該組織に係る事項の取り纏めを行う。

(4) 防犯担当の代理者

「4. 実施要領詳細」に示す日々の活動においては、防犯担当の役割をこれまでの経験者が自主的に「代理者」を務めるものとする。

(5) パトロール隊への参加

参加希望者は、防犯担当又は代理者に申し出る。防犯担当又は代理者は、別表1.「パトロール出欠表」(以下、出欠表)に氏名を登録する。

4. 町会の支援

防犯防災パトロール活動に関し必要な経費等が生じる様な場合、四丁目町会の支援として防犯担当と相談しながら決める事とする。

5. 実施要領詳細

(1) 実施日と開始時刻

原則毎日午前10時及び午後4時の二回とするが、季節により時間の変更もあり得る。

(2) 服装

防犯腕章、タスキ、ジャンパー等目立つ服装をする。ただし、腕章、ジャンパーは町会より支給する。

例)

防犯活動で町会から支給する資機材については、市の危機管理課に「市原市自主防犯活動資機材貸与申請書」を提出して貸与されたものを支給する。

※但し貸与を受けた日から3年間は、資機材の損傷等の場合を除き、新たに貸与を受けることはできません。

(3) 集合場所

4丁目倉庫前(堰頭公園横)

(4) 日誌と出欠表の記入

①早出の人が倉庫を開錠、出欠表掲示板を倉庫前に設置する。参加者自ら出欠表に○印を記入する。

(5) 開始

定刻になり次第、防犯担当又は代理者の笛を合図に出発する。

(6) 道順

所要時間を徒歩30分程度とし、あらかじめ定めた道順(別図.「パトロール道順」)に従い、適宜分かれてパトロールする。人によっては、当日の体調、体力の個人差により道順変更も可とする。

(7) 道中

①車が来たら、声掛けで道の端に寄る。

②路上のポイ捨てごみを拾得する。

③所用等があり、途中で隊を離れるときは隊員にその旨伝える。

(8) 終了

①堰頭公園角を到着場所とする。

②防犯担当又は代理者は、最終的な人数を確認し、道中で参加者があれば日誌の人数を修正、異常の有無を追記する。

③拾得したポイ捨てごみは、倉庫または倉庫横のゴミ缶に分別しておく。

④各自規定のコースをパトロールしたら解散とする。

(9) その他

①当日の出欠は各自の自由とする。

6. 実施上の留意点

(1) パトロール中は、顔見知りである、ないにかかわらず、なるべく挨拶する。

犯罪者は声をかけられる事を一番嫌がる。

(2) パトロール中に不審者と思われる人物を見かけた場合、不必要な言葉はかけないで、その時の様子や人相、服装、車のナンバー等をメモしておき、防犯担当または町会長に連絡し、必要により警察に連絡する。

不審者の例としては、

①パトロールの姿を見て目をそらす、又はキョロキョロと落ち着かない。

②明らかに留守と分かっている家から出てきた。

③一声かけたら逃げ出した。

④公園や駐車車両の中で不自然な時間待ち、不自然な行動をしている。

(3) 安全の観点から原則2人以上で行動する。

(4) パトロール中に犯罪に遭遇した場合は、犯人に立ち向かうとか、深追いせず警察に連絡する。

(5) パトロール中に交通事故に遭わないように周りの状況に注意を払い道路いっぱいに広がらず交通ルールを順守する。

(6) 防犯パトロールで参加された方が万が一怪我をされた場合、市民活動補償制度が適用される。

※詳細は市原市ホームページ「市民活動保障制度」参照

7. 改廃・承認

本要領に関わる重要事項の改廃は、役員会議又は総会の承認を受けるものとする。軽微な変更も含め、毎年見直しを行い防犯担当がこれを改訂する。

附則（令和2年3月22日）

この実施要領は令和2年3月22日より実施する。

附則（2023年3月26日）

この実施要領は2023（令和5）年3月26日に改定する。

附則（2025年2月22日）

この実施要領は2025（令和7）年2月22日に改定する。

## 改定経歴表

改定日	改定内容	承認日
令和2年3月22日	4丁目防犯パトロールのスタート時に作成された「防犯パトロールのしおり」を基準として、町会役員の手参画と実施内容を実態に合わせて、「パトロール実施要領」として新規に作成	令和2年度総会 (R2.3.22) で承認
2023(令和5)年3月26日	青葉台全体での整合性を考慮して、 ・タイトルを防犯から防犯防災に改定 ・2. パトロールにより期待される効果に 防災に関する効果を追記	2023(令和5) 年度総会(2023 年3月26日)で承認
2025年1月14日	P2-4項、町会の支援。2024年度から防犯防災パトロール支援金を廃止した事により、町会としての支援について改定  P3-7項、改定→改廃・承認に変更し、役員会議でも承認できる旨改定。また、本要領の改訂担当を明確にした。	役員会議(2024.01)  役員会議(2025.01) (二川)